令和５年度富士宮市集団指導資料
（介護予防・日常生活支援総合事業）

富士宮市保健福祉部福祉企画課

（目次）

１　介護予防・日常生活支援総合事業の目的について　1

２　介護予防・日常生活支援総合事業の注意点等について　1

３　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等について　5

４　新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて　8

５　指定更新申請について　１３

１　介護予防・総合事業の目的について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、地域包括ケアシステムの構築のために導入された事業のひとつであり、その目的は、「要支援者等に対して、要介護状態になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいを持った生活を送ることを支援する」、「高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、生きがいづくりと社会参加の場を確保するとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進する」ことです。

つまり、単なるサービス提供を行う事業ではなく、地域住民を主体とした活動や、人と人とのつながりを支援していく「地域づくり」であり、この理念を地域住民、専門職、行政がともに理解し、協働して創り上げていくことが重要です。

２　介護予防・日常生活支援総合事業における注意点等について

■関係法令等について

⑴　介護予防・日常生活支援総合事業の根拠法令

「介護保険法」（第１１５条の４５第１項）

⑵　国の省令等

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」

「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第 72 号）※加算の根拠」

⑶　市要領等

「富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領」

「富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領」

「富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要領」

「訪問型サービス及び通所型サービス等について」（基準等のまとめ）

「富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業サービスＡ 従業者養成研修取扱要領」

⑷　富士宮市ＨＰ

トップページ－事業者の皆さんへ－介護・福祉－介護保険事業者の指定指導関係－介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者

http://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/visuf80000014hy8.html

■変更の届出について

〇指定を受けた内容で変更の届出が必要な事項に変更があったときは、変更日から１０日以内に変更書類を届け出てください。

〇変更に必要な届出書類は、ページ５のとおりです。

〇運営規程の修正

介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生大臣が定める基準（令和３年３月１５日厚生労働省告示第７１号）第９条に示される内容について、令和６年４月１日までに「虐待防止のための措置に関する事項」を運営規程に追加してください。（令和６年３月３１日までは努力義務、令和６年４月１日より義務化となります。）

※注意事項

・「変更日から１０日以内」とは、変更日の翌日を起算日とし、そこから１０日以内となります。

（例）変更日が４月１日の場合、４月１１日が届出期限となります。

・変更日から１０日を過ぎた後に届け出る場合は、遅延理由書を併せて提出してください。遅延理由書の書式は問いませんが、理由は具体的に記載ください。

・事業者名や事業所名など変更届出書に記載する内容については、正確に記載ください。特に「サービスの種類」については、以下の名称から記載してください。

・介護予防訪問介護相当サービス
・訪問介護サービス　Ａ
・介護予防通所介護相当サービス
・通所介護サービス　Ａ

■廃止・休止・再開の届出について

〇指定を受けた事業者が事業の廃止・休止・再開をしようとするときは、事前に福祉企画課まで連絡の上、提出期限までに「廃止・休止・再開届出書」を届け出てください。

◆提出期限

・事業の廃止：廃止日の１か月前
・事業の休止：休止日の１か月前
・事業の再開：事業の再開後１０日以内

〇休止又は廃止の場合で、サービスを受けている利用者がいるときは、休止又は廃止後の措置について記載をしてください。具体的には、サービスを継続する利用者ごと、どの事業所が引継ぎを行うかを記載してください。

※注意事項

・休止中の事業所は、人員等の各基準を満たしていないため、指定更新を受けることができません。そのため、事業を再開した上で所定の提出期限までに更新申請を行うか、更新する予定がない場合は、事業所の廃止届を行ってください。

■介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出について

○申請時に届け出ている介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等（加算の算定の有無）に変更が生じた場合には、届出をする必要があります。

○届出書類は、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」と「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況表」と「算定に必要な添付書類」となります。
算定に必要な添付書類は、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況表の備考欄に記載してあります。

○富士宮市で実施している訪問型サービスＡと通所型サービスＡには、加算はありません。

○算定を開始する時期は、下記のとおりです。

サービスの種類	算定を開始する時期
介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス	暦月の１５日以前に届出がなされた場合 →翌月から算定を開始
	暦月の１６日以降に届出がなされた場合 →翌々月から算定を開始

○令和６年度介護報酬改定に伴う措置
令和６年度介護報酬改定に伴い、令和６年４月からの算定のため、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書を提出する場合に限り、以下の期日を提出期限とします。
「令和６年４月１日（月）」

○加算が算定されなくなる状況が生じた場合または加算が算定されなくなることが明らかな場合には、速やかにその旨を届け出ていただく必要があります。なお、この場合は、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定を行わないことになります。

○加算算定の終了に関する届出書類は、加算算定の届出と同様になります。

※注意事項
- 「第１号事業支給費算定に係る体制等状況表」は、報酬に係る静岡県国民健康保険団体連合会の台帳の基となる資料です。したがって、その記載に誤りがある場合、報酬請求に支障が出る恐れがあるため、正確な記載をお願いします。
- 事業者名や住所など届出書の記載事項は、正確に記載ください。

■他市町村の利用者について

○介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村ごとの指定ですので、富士宮市以外の市町村に住民登録がある利用者を受け入れる場合、該当する市町村の指定を受ける必要があります。実際の居住地と住民登録地が異なる場合がありますので、くれぐれも御注意ください。

■その他

○富士宮市のホームページに届出書類と届出様式を掲載してあります。

◆ホームページ　掲載箇所

トップページ－事業者の皆さんへ－介護・福祉－介護保険事業者の指定指導関係－介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者－各種手続き

○総合事業の各種届出の様式は、「地域密着型（介護予防）サービス事業」の様式とは別の様式になりますので、注意ください。

○「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」などと一体的に実施している事業所で、変更事項が総合事業にも関わる場合は、必ず総合事業の変更届出書も提出してください。

○メールアドレスの登録について

現在、総合事業指定事業者又は事業所におかれましては、メールアドレスの登録に御協力をお願いしています。

福祉企画課では、総合事業における書類の提出依頼や会議のお知らせ等を速やかに行うため、総合事業指定事業者又は事業所にメールによる情報提供を実施しております。総合事業指定事業者又は事業所におかれましては、定期的にメールの受信確認及び内容確認をお願いします。

また、メールアドレスの新規登録や変更登録等をする場合は、変更の旨を電話及び下記メールアドレスまで御連絡ください。

○連絡先

組織再編に伴い、以下のとおり担当課の係名及び電話番号が変更になります。

令和６年３月３１日まで 富士宮市役所　保健福祉部　福祉企画課　地域包括ケア推進係 電話番号：０５４４－２２－１５９１ メール：fukushi@city.fujinomiya.lg.jp
令和６年４月１日から 富士宮市役所　保健福祉部　福祉企画課　指導係 電話番号：０５４４－２２－１１１４ メール：fukushi@city.fujinomiya.lg.jp

３　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等について

■介護職員処遇改善加算等について

⑴　令和６年度の算定について

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧３加算」という。）及び介護職員等処遇改善加算（以下「新加算」という。）について、算定をする場合は以下のとおり計画書の提出をお願いします。

⑺　提出書類「処遇改善計画書」

※処遇改善計画書の様式については、厚生労働省ＨＰからダウンロードしてください。

【**継続**：既に加算を取得済で令和６年度も継続して算定する場合】

処遇改善計画書	提出期限：令和６年４月１５日（月）

【**新規又は区分変更**して算定する場合】

処遇改善計画書	提出期限：令和６年４月１５日（月）
第１号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書 第１号事業支給費算定に係る体制等状況表	提出期限：令和６年４月１日（月）

⑴　令和６年６月から新加算を算定する場合

令和６年６月から新加算を算定する場合は、あらためて体制等に関する届出書の提出が必要です。

第１号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書 第１号事業支給費算定に係る体制等状況表	提出期限：令和６年５月１５日（水）

※詳細については以下の静岡県ＨＰを御確認ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/fukushijigyoshashido/1040689/1059635.html

⑵　令和５年度の実績報告について

処遇改善加算等の実績報告については、各年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出する必要があります。通常、３月サービス提供分の報酬が５月に支払われるため、例年、その２月後の７月末日が提出期限となっています。

令和５年度分の実績報告の提出期限については、決まり次第御連絡いたします。

■サービス提供体制強化加算について（介護予防通所介護相当サービス）

(1)　加算の概要

サービス提供体制強化加算は、サービスの質が一定以上に保たれている事業所を評価するための加算です。

(2)　加算の要件

ア．サービス提供体制強化加算Ⅰ

①次のいずれかに適合すること

・介護福祉士が７０％以上配置されていること。

・勤続年数１０年以上の介護福祉士が２５％以上配置されていること。

②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

イ．サービス提供体制強化加算Ⅱ

①介護福祉士が５０％以上配置されていること。

②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ウ．サービス提供体制強化加算Ⅲ

①次のいずれかに適合すること

・介護福祉士が４０％以上配置されていること。

・７年以上の勤続年数のある者が３０％以上配置されていること。

②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

(3)　手続き

原則として、職員の割合の前年度実績（４月～２月の１１月分）により翌年度１年間の算定の可否が判断されます。

毎年３月に職員の割合を計算し、必要に応じて所定の届出を行ってください。

ア．新しく加算を算定する場合

職員の割合の算定は、常勤換算方法により算出した前年度の平均を用います。通常、４月１日より加算を算定する場合は、前月３月１５日までに加算の届出をする必要があるため、前年度４月～２月まで（１１月分）の勤務実績を確認し、その平均を出します。

イ．新規・再開事業者で、前年度実績が６か月に満たない場合

新たに事業を開始又は再開した事業者で前年度の実績が６か月に満たない事業者は、届出日の属する月の前３か月分を常勤換算方法により算出した平均を職員の割合とします。

したがって、新たに事業を開始又は再開した事業者は、４か月目以降に届出が可能になります。

ウ．前年度と同じ区分で引続き算定する場合

前年度と同じ区分の加算を算定する事業者は、前年度４月～２月まで（１１月分）の勤務実績を確認し、常に加算の基準に適合しているか説明できるように資料を整えておいてください。（前年度と同じ加算の要件に適合する場合、書類の提出は不要です。）

エ．前年度と加算の算定が異なる場合

前年度４月～２月まで（１１月分）の勤務実績を確認し、以下に該当する場合は加算算定の届出をしてください。

①異なる区分の算定を行う場合（例：Ⅰ→Ⅱ、Ⅱ→Ⅰ）
②いずれの要件にも該当しない場合（例：Ⅲ→「算定なし」）

(4)　提出書類
＜加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ共通＞
①第１号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
②第１号事業支給費算定に係る体制等状況表
③サービス提供体制強化加算に関する届出書
④算定要件を満たすことを証する書類
⑤介護福祉士の資格証の写し

■令和６年度介護報酬改定について
以下、厚生労働省ＨＰをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

4　新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスの発生に伴う介護予防・日常生活支援総合事業サービス費の考え方について、以下のとおり通知していますので、御確認ください。

富福第２２９３号
令和４年２月１８日

介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所
居宅介護支援事業所　　　　　　　　　　　　　　　各位
地域包括支援センター

富士宮市長　須藤　秀忠
（保健福祉部・福祉企画課）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

日頃より本市の福祉行政に御理解と御協力をいただき、大変感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルスの発生に伴う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）サービス費の考え方については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第４報）（令和２年３月６日付け厚生労働省事務連絡）」で示されているところです。
これを受けて本市における新型コロナウイルス感染症に係る総合事業サービス費について、下記のとおり取扱いますので御確認ください。

記

１．訪問型サービス及び通所型サービスの日割り算定について
新型コロナウイルスの発生に伴い、総合事業における訪問型サービス及び通所型サービス事業所が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、休業期間分は日割り計算を行う。具体的には、月の総日数から新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求をする。
なお、休業の影響を受けず、予定された回数のサービスが提供された利用者については日割り計算は行わないものとする。また、休業の影響を受けたが、振替等により予定された回数のサービスが提供された場合も、同様に日割り計算は行わないものとする。

富福第７０１号
令和４年９月１６日

介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所
居宅介護支援事業所　　　　　　　　　　　　　　　　各位
地域包括支援センター

富士宮市長　須藤 秀忠
（保健福祉部・福祉企画課）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）

日頃より本市の福祉行政に御理解と御協力をいただき、大変感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの発生に伴う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）サービス費の考え方については、令和４年２月９日富福第２２９３号にて通知をしました。この度、事業を縮小した場合の総合事業サービス費について質問がありましたので、下記のとおり回答いたします。

なお、本通知は令和４年９月サービス提供分から適用といたします。

記

１　事業を縮小した場合の総合事業サービス費について

問１　新型コロナウイルスの発生に伴い、総合事業における訪問型サービス及び通所型サービス事業所が事業の縮小を行った場合（一部の利用者について、一定期間の利用を停止した場合）、月額報酬となっているサービス費の請求はどうなるか。

（答）

事業の縮小により、一定期間サービスが利用できなった利用者について、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、事業の縮小を行った期間分は日割り計算を行う。具体的には、月の総日数から新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小を行った期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について請求をする。

なお、事業縮小の影響を受けず、予定された回数のサービスが提供された利用者については日割り計算は行わないものとする。また、事業縮小の影響を受けたが、振替等により予定された回数のサービスが提供された場合も、同様に日割り計算は行わないものとする。

２　事業の休業又は縮小を月のうち複数回行った場合の総合事業サービス費について（休業又は縮小と再開を繰り返した場合）

問２　新型コロナウイルスの発生に伴い、総合事業における訪問型サービス及び通所型サービス事業所が事業の休業又は縮小を行い、その後事業を再開したが、新型コロナウイルスの発生に伴い、同じ月内で再度事業の休業又は縮小を行った場合、月額報酬となっているサービス費の請求はどうなるか。

（答）

事業の休業又は縮小により、一定期間サービスが利用できなった利用者について、休業又は縮小の影響を受けた期間（サービスを利用できなかった日を含む期間）のみを差し引いた日数分について請求をする。

例１

◆事業所の状況

①８～１０日：新型コロナウイルスの発生に伴い休業

②１７～１９日：新型コロナウイルスの発生に伴い休業

③２２日～２４日：新型コロナウイルスの発生に伴い事業縮小

（一部の利用者について利用を停止）

◆週１回火曜日利用の方（Ａさん）の場合

・①の期間で１日休み、②の期間は影響なし、③の期間で１日休み

→日割りの対象は①と③のため、合計６日間を差し引いた日数分について請求する

	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6	7
①	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	② 17	18	19	20	21
③	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

例２

◆事業所の状況

①１～３日：新型コロナウイルスの発生に伴い休業

②１３～１５日：新型コロナウイルスの発生に伴い事業縮小
（一部の利用者について利用を停止）

③２４日～２７日：新型コロナウイルスの発生に伴い事業縮小
（一部の利用者について利用を停止）

◆週２回火曜日、木曜日利用の方（Ｂさん）の場合

・①の期間で１日休み、②の期間は影響なし、③の期間で１日休み

→日割りの対象は①と③のため、合計７日間を差し引いた日数分について請求する

月	火	水	木	金	土	日
① 1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	② 13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	③ 24	25	26	27	28
29	30	31				

参考：日割り請求に関する考え方（静岡県国民健康保険団体連合会資料より）

Ｉ－資料9

〇月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
　※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
　　　　　　　　　　　　　月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

＜対象事由と起算日＞

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更（要支援Ｉ⇔要支援Ⅱ） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
	開始	・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	開始	・利用者との契約開始	契約日
	開始	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
	開始	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
	開始	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日
	開始	・公費適用の有効期間開始	開始日
	開始	・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要支援Ｉ⇔要支援Ⅱ） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
	終了	・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
	終了	・利用者との契約解除	契約解除日
	終了	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居　（※1）	入居日の前日
	終了	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始　（※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
	終了	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日
	終了	・公費適用の有効期間終了	終了日

５　指定更新申請について

令和６年中に指定有効期間が終了する事業所についてお知らせします。指定有効期間終了日のおおむね２か月前までに指定更新申請書類の提出をお願いいたします。

事業所名（サービス名）	指定有効期間終了日	指定更新申請の時期
フェニックス訪問介護事業所 （介護予防訪問介護相当サービス）	令和６年５月３１日	令和６年４月
デイサービスセンターサルビア （介護予防通所介護相当サービス）	令和６年６月３０日	令和６年５月
デイサービスシンＧとハイＧ （介護予防通所介護相当サービス）	令和６年６月３０日	令和６年５月
クローバー静岡訪問介護センター （介護予防訪問介護相当サービス）	令和６年７月３１日	令和６年６月
機能訓練 stationRemind （介護予防通所介護相当サービス）	令和６年１０月１４日	令和６年８月